

2026年4月22日

ご家族各位

世田谷神経内科病院

院長 吉野 英夫

入院時食事療養費 負担額変更について

今般の食材費の高騰の影響により、厚生労働省から入院時食事療養費の費用(入院中の食事代)に関する改正がありました。これに伴い、2026年6月から患者さんのご負担金額が下記の通り変更となりますので、お知らせいたします。

※全医療機関共通の変更となります。

区分			1食当たりの負担額	
義務教育就学後 ～69歳まで	70歳以上	備考	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
区分「ア～エ」	現役並み「Ⅰ～Ⅲ」 一般	一般	1食510円	1食 550円
		指定難病患者	1食300円	1食300円(変更なし)
区分「オ」	低所得Ⅱ	住民税非課税世帯	1食240円	1食 270円
		住民税非課税世帯(入院期間90日を超えている場合)	1食190円	1食 220円
	低所得Ⅰ	住民税非課税世帯かつ所得が一定基準に満たない方	1食110円	1食 130円